

手数料減免申請書

令和 () 年 月 日

柏崎市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先 — —

手数料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

納付すべき手数料の名称	一般廃棄物処理手数料
減免の区分	免除
減免を受けようとする理由	以下のごみは、令和6年能登半島地震により発生した災害ごみ（片付けごみ）であるため。 ※以下の該当欄をチェック <input type="checkbox"/> 燃やすごみ <input type="checkbox"/> 燃やさないごみ <input type="checkbox"/> 粗大ごみ （詳細： ） <input type="checkbox"/> 屋根から落下した瓦、剥がれた壁材、コンクリート片など （詳細： ）

◇受付時に以下の書類を確認します。

- ・身分証明書
- ・被災状況が分かる写真など

◇以下の廃棄物は受け入れておりません。ご注意ください。

- ・柏崎市内または刈羽村内以外で発生した廃棄物
- ・軽微なへこみや傷程度で、引き続き使用できるもの
- ・事業所から出た災害廃棄物
- ・家屋の解体、修繕、工事などで発生する産業廃棄物
- ・家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・日常生活で出た生ごみなどの生活ごみ
- ・農機具、車両、タイヤ、ガスボンベ、消火器、農薬、劇薬ほか、クリーンセンターで受け入れられないもの

クリーンセンター確認欄

柏崎市・刈羽村の居住を確認

被災状況確認により、災害ごみ（片付けごみ）であることを認める